稲沢市自動体外式除細動器貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内で開催される各種行事の主催者等に対し、消防署で保管する自動体外式除細動器(以下「ＡＥＤ」という。)を貸し出すことにより、行事に参加する者の安全の確保を図ることを目的とする。

（貸出対象団体）

第２条　ＡＥＤの貸出対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する行事（以下「対象行事」という。）を主催する団体とする。

⑴　市内で開催されるスポーツ競技、式典、祭典、講習会等

⑵　その他消防長が必要と認める行事

（貸出条件）

第３条　ＡＥＤの貸出しは、対象行事の開催期間中、その会場に次の各号のいずれかに該当する者が原則として配置されていなければならない。

⑴　医師等の医療従事者

⑵　消防署その他の機関が行うＡＥＤを使用した救命講習会の修了者

（貸出期間及び台数）

第４条　ＡＥＤの貸出期間は、貸出日から３日以内とし、貸出台数は対象行事１回につき1台とする。ただし、消防長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（貸出申請）

第５条　ＡＥＤの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、原則として貸出しを受けようとする日の１週間前までに、ＡＥＤ貸出申請書（様式第１）により、消防長に申請しなければならない。

（貸出決定）

第６条　消防長は、前条の規定によりＡＥＤ貸出申請書が提出された場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、ＡＥＤ貸出決定通知書（様式第２）により、申請者に通知するものとする。

（維持管理）

第７条　前条の規定により、ＡＥＤの貸出決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、ＡＥＤの維持管理について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　常に良好な状態で保管すること。

⑵　機器の特性に配慮した管理に努めること。

⑶　取扱説明書により適切に使用すること。

⑷　目的外に使用しないこと。

⑸　処分、転貸し又は譲渡しないこと。

（費用負担）

第８条　ＡＥＤの貸出料は、無料とする。

２　貸出期間中におけるＡＥＤの運搬等に要する経費は、使用者の負担とする。

（返却）

第９条　使用者は、貸出期間の満了後、速やかにＡＥＤを返却し、点検及び確認を受けるとともに、ＡＥＤ使用報告書（様式第３）を消防長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第１０条　使用者は、故意若しくは過失によってＡＥＤを破損し、又は紛失させた場合には、ＡＥＤ破損（紛失）報告書（様式第４）を消防長に提出するとともに、ＡＥＤの原状回復を行い、又は相当と認める額をもって賠償しなければならない。ただし、消防長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償責任）

第１１条　消防長は、使用者がＡＥＤの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２３年７月２０日から施行する。